

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

I 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

- 2月中旬に対象となる世帯に確認書を送付しています。
中身を確認して3か月以内に、同封の封筒で返送して下さい。

【確認事項】

- ・ 給付金振り込み口座番号・連絡先・通帳等のコピー
- ・ 住民税が課税されている方の扶養親族等のみの世帯ではないこと

未申告の世帯は給付金を受け取るには、税務課に収入の申告が必要です。

給付金の支給は、確認書を返送後から30日後が目安です。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。(申請時点で津久見市に住民票のある方が対象です。)
 - 給与収入・事業収入・不動産収入・公的年金収入等世帯全員の収入のわかるもの(世帯全員の通帳等)をご持参して下さい。
 - 申請者の身分証明書・受取口座の情報
 - 申請期間 令和4年9月30日(金)まで
- ご不明な点は下記お問い合わせ先にご相談下さい。



申請書受理後、書類審査が終了次第、順次振り込みます。

※概ね、30日後が目安です。ただし書類に不備があった場合、支給時期が遅くなる場合があります。

意図的に新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

津久見市 社会福祉課 生活支援班
(社会福祉課 直通)

0972-82-9547

受付時間 平日8:30~17:00